

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月1日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市条例第46号

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第17条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に改める。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
再任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時間	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
勤務職 員以外 の職員	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900

7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800

36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	

65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			

94	308,000	358,400			
95	308,300	358,800			
96	308,700	359,100			
97	308,900	359,400			
98	309,200	359,800			
99	309,500	360,200			
100	309,900	360,600			
101	310,100	361,100			
102	310,400	361,500			
103	310,700	361,900			
104	311,000	362,300			
105	311,200	362,800			
106	311,500	363,200			
107	311,800	363,500			
108	312,100	363,800			
109	312,300	364,200			
110	312,600				
111	313,000				
112	313,300				
113	313,500				
114	313,700				
115	314,000				
116	314,400				
117	314,600				
118	314,800				
119	315,100				
120	315,400				
121	315,700				
122	315,900				

	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員 の 区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	215,200	236,300	364,200
	2	217,600	238,700	365,700
	3	219,900	241,100	367,200
	4	222,200	243,600	368,600
	5	224,400	246,000	370,000
	6	226,700	248,400	371,300
	7	228,900	250,800	372,600
	8	231,100	253,300	374,000
	9	233,300	255,700	375,400
	10	235,500	257,300	376,700
	11	237,700	258,900	378,000
	12	239,900	260,500	379,200
	13	242,100	262,100	380,400
	14	244,200	263,500	381,700
	15	246,300	264,900	382,900
	16	248,400	266,300	384,100

17	250,500	267,700	385,100
18	252,300	268,900	386,300
19	254,000	270,100	387,500
20	255,700	271,300	388,600
21	257,400	272,600	389,600
22	258,700	273,700	390,800
23	260,000	274,800	392,000
24	261,200	276,000	393,100
25	262,400	277,300	394,100
26	263,500	279,000	395,300
27	264,600	280,700	396,400
28	265,700	282,400	397,500
29	266,900	284,100	398,600
30	268,000	286,100	399,800
31	269,100	288,300	401,000
32	270,100	290,500	402,100
33	271,200	292,700	403,100
34	272,200	294,900	404,200
35	273,200	297,100	405,400
36	274,300	299,200	406,600
37	275,500	301,200	407,800
38	276,400	303,100	409,100
39	277,400	305,000	410,200
40	278,500	306,800	411,400
41	279,700	308,600	412,500
42	280,800	310,500	413,800
43	281,900	312,300	414,800
44	283,000	314,000	415,900
45	283,900	315,700	417,100
46	284,700	317,500	418,300

47	285,500	319,200	419,500
48	286,300	320,800	420,700
49	286,900	322,400	421,800
50	287,700	324,100	422,800
51	288,400	325,900	424,100
52	289,100	327,600	425,300
53	289,900	328,900	426,500
54	290,700	330,800	427,600
55	291,300	332,600	428,700
56	292,000	334,300	429,800
57	292,700	335,900	430,800
58	293,500	337,800	432,000
59	294,300	339,500	433,200
60	294,900	341,200	434,400
61	295,500	342,900	435,000
62	296,200	344,600	435,800
63	296,900	346,300	436,500
64	297,400	348,000	437,000
65	298,100	349,700	437,300
66	298,800	351,000	437,600
67	299,400	352,300	438,000
68	300,000	353,600	438,400
69	300,700	355,100	438,700
70	301,400	356,600	439,100
71	302,000	358,100	439,400
72	302,700	359,600	439,700
73	303,200	360,900	440,000
74	303,800	362,400	440,300
75	304,500	363,900	440,600
76	305,000	365,300	440,900

77	305,600	366,700	441,100
78	306,200	368,200	441,400
79	306,800	369,700	441,700
80	307,400	371,200	441,900
81	307,900	372,500	442,100
82	308,400	373,800	442,400
83	309,000	375,100	442,700
84	309,600	376,300	442,900
85	310,000	377,500	443,100
86	310,400	378,700	443,400
87	310,900	379,800	443,700
88	311,400	380,900	443,900
89	311,800	381,900	444,100
90	312,300	383,000	
91	312,700	384,100	
92	313,200	385,200	
93	313,500	386,300	
94	314,000	387,400	
95	314,500	388,400	
96	314,900	389,500	
97	315,200	390,500	
98	315,600	391,500	
99	316,000	392,400	
100	316,400	393,300	
101	316,800	394,100	
102	317,100	395,100	
103	317,400	395,900	
104	317,700	396,800	
105	317,900	397,600	
106	318,200	398,500	

107	318,500	399,400
108	318,700	400,300
109	318,900	401,100
110	319,100	402,100
111	319,400	403,000
112	319,700	403,900
113	319,900	404,500
114	320,100	405,400
115	320,300	406,300
116	320,600	407,200
117	320,900	408,000
118	321,100	408,700
119	321,400	409,500
120	321,700	410,300
121	321,900	410,900
122	322,100	411,600
123	322,300	412,300
124	322,600	412,900
125	322,900	413,500
126		414,200
127		414,700
128		415,300
129		415,900
130		416,500
131		417,000
132		417,500
133		417,800
134		418,100
135		418,300
136		418,600

	137		418,900	
	138		419,200	
	139		419,500	
	140		419,800	
	141		420,100	
	142		420,400	
	143		420,700	
	144		421,000	
	145		421,200	
	146		421,500	
	147		421,800	
	148		422,000	
	149		422,200	
	150		422,500	
	151		422,800	
	152		423,000	
	153		423,200	
	154		423,500	
	155		423,800	
	156		424,000	
	157		424,200	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		240,700	288,100	343,900

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		

28	387,600	460,900	518,400
29	389,500	462,300	519,800
30	391,200	463,600	521,500
31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400

	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月

再任用 短時間 勤務職 員	額	額	額	額	額
	312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第9条の2第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の伊賀市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）は、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年6月及び12月の期末手当の特例)

3 令和7年6月に支給する期末手当の額の算定については、改正後の給与条例第18条第2項及び第3項の規定にかかわらず、同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の126.25」とあるのは「100分の125」と、「100分の71.25」とあるのは「100分の70」とし、令和7年12月に支給する期末手当の額の算定については、同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、同条第3項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」とする。

(令和7年6月及び12月の勤勉手当の特例)

4 令和7年6月に支給する勤勉手当の総額の算定については、改正後の給与条例第19条第2項の規定にかかわらず、同項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の51.25」とあるのは「100分の50」とし、令和7年12月に支給する勤勉手当の総額の算定については、同項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、同項第2号中「100分の51.25」とあるのは「100分の52.5」とする。

(給与の内払)

5 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の伊賀市職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例（期末手当及び勤勉手当については、前2項）の規定による給与の内払とみなす。

(退職等職員に関する経過措置)

- 6 この条例の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第47号

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（平成16年伊賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	232,000 円	251,700 円	279,300 円	309,800 円	332,600 円	366,800 円	420,700 円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行し、この条例による改正後の伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の伊賀市任期付職員の採用等に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（退職等職員に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第48号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第8条の2第1項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。
（令和7年12月の期末手当の特例）
- 2 令和7年12月に支給する期末手当の額を算定する場合におけるこの条例による改正後の伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）第8条第1項第2号の規定の適用については、同号中「100分の71.25」とあるのは、「100分の72.5」とする。
（令和7年12月の勤勉手当の特例）
- 3 令和7年12月に支給する勤勉手当の総額を算定する場合における改正後の報酬条例第8条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「100分の51.25」とあるのは、「100分の52.5」とする。
（給与の内払）
- 4 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

(退職等職員に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。

伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月1日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市条例第49号

伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年伊賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300

15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300

45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800

75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000

105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

別表第2 (第3条関係)

会計年度任用職員現業職給料表

職務の級	1級
号給	給料月額
1	187,000
2	188,100
3	189,200
4	190,300

5	191,400
6	192,500
7	193,600
8	194,700
9	195,800
10	196,900
11	198,100
12	199,200
13	200,300
14	202,000
15	203,600
16	205,200
17	206,700
18	208,400
19	210,000
20	211,600
21	213,100
22	214,800
23	216,500
24	218,200
25	219,400
26	221,000
27	222,600
28	224,100
29	225,600
30	227,200
31	228,800
32	230,400
33	232,000
34	233,700

35	235,000
36	236,300
37	237,600
38	238,700
39	239,800
40	240,900
41	242,000
42	242,900
43	243,800
44	244,800
45	245,800
46	246,700
47	247,600
48	248,400
49	249,200
50	249,900
51	250,500
52	251,100
53	251,800
54	252,400
55	253,000
56	253,600
57	254,100
58	254,700
59	255,300
60	255,800
61	256,200
62	256,600
63	256,900
64	257,200

65	257,500
66	257,800
67	258,100
68	258,400
69	258,700
70	259,000
71	259,300
72	259,600
73	259,900
74	260,200
75	260,500
76	260,800
77	261,100
78	261,400
79	261,700
80	262,000
81	262,300
82	262,600
83	262,900
84	263,200
85	263,500
86	263,800
87	264,100
88	264,400
89	264,700
90	265,000
91	265,300
92	265,600
93	265,900
94	266,200

95	266,500
96	266,800
97	267,100
98	267,400
99	267,700
100	268,000
101	268,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行し、この条例による改正後の伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(退職等職員に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。

伊賀市印鑑条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第50号

伊賀市印鑑条例の一部を改正する等の条例

(伊賀市印鑑条例の一部改正)

第1条 伊賀市印鑑条例(平成16年伊賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条の2を削る。

第11条第1項中「又は住基カード(住基カード条例第2条第1項及び第2項に規定するサービスを利用するために必要な処理をしたものに限る。次項及び第15条から第18条までにおいて同じ。)」を削り、同条第2項中「又は住基カード」を削る。

第15条から第17条までの規定中「又は住基カード」を削る。

第18条の見出し中「多機能端末機又は窓口受付端末機」を「民間端末機」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「又は窓口受付端末機」を削り、同項を同条とする。

(伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止)

第2条 伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成20年伊賀市条例第46号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年12月29日から施行する。

伊賀市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第51号

伊賀市監査委員条例等の一部を改正する条例

(伊賀市監査委員条例の一部改正)

第1条 伊賀市監査委員条例(平成16年伊賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年伊賀市条例第272号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例(平成16年伊賀市条例第279号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(伊賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年伊賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第52号

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成16年伊賀市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

(通勤手当)

第3条の2 市長等の通勤手当の額は、伊賀市職員の給与に関する条例(平成16年伊賀市条例第59号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。

第4条中「市長等の受ける」を「市長等の」に、「伊賀市職員の給与に関する条例(平成16年伊賀市条例第59号。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)」を「一般職の職員」に改め、同条ただし書中「について」を「の計算に係る基礎額」に、「に次に」を「とし、基礎額に乗じる割合は、次に」に改め、「を乗じて得た額」を削る。

第5条第1項中「市長等」を「市長等の退職手当(以下単に「退職手当」という。)は、市長等」に、「場合には、退職手当を」を「場合に」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同条第5項中「の規定による在職期間の計算」を「に規定する在職期間」に、「月数による」を「期間とする」に改める。

第7条中「前4条」を「前5条」に、「給料、旅費及び期末手当」を「市長等の給与及び旅費」に改める。

(伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成16年伊賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（給料）」に改める。

第3条第1項中「扶養手当」の次に「、通勤手当」を加える。

第4条第2項中「退職手当」の次に「（以下単に「退職手当」という。）」を加え、同条第3項中「在職年数」を「在職期間」に改め、同条第4項中「教育長の」を削る。

第6条中「又は」を「及び」に改める。

（伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

（通勤手当）

第3条の2 管理者の通勤手当の額は、伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第4条中「管理者の受ける」を「管理者の」に、「伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）」を「一般職の職員」に改め、同条ただし書中「について」を「の計算に係る基礎額」に、「に次に」を「とし、基礎額に乗じる割合は、次に」に改め、「を乗じて得た額」を削る。

第5条第1項中「管理者」を「管理者の退職手当（以下単に「退職手当」という。）は、管理者」に、「場合には、退職手当を」を「場合に」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同条第3項中「在職年数」を「在職期間」に改め、同条第4項中「管理者の」を削り、「上野市」を「伊賀市」に改める。

第7条の見出しを「（支給方法）」に改め、同条中「第3条から前条まで」を「前5条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

伊賀市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市条例第53号

伊賀市駐車場条例の一部を改正する条例

伊賀市駐車場条例(平成16年伊賀市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号の表4の項中「伊賀市の休日を定める条例(平成16年伊賀市条例第2号)第1条第1項各号に規定する市の休日」を「毎日」に、「午前8時～午後5時」を「午前0時～午後12時」に改める。

第8条第3号中「前2号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第9条第1号及び第2号中「自動車」の次に「であるとき。」を加え、同条4号中「前3号」の次に「に掲げる場合」を加える。

第10条第5号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第13条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

別表中

「

市営城北駐車場 市営伊賀上野駐車場	1日駐車	バス	1回	1,000円
		マイクロバス		
		普通自動車 小型自動車 軽自動車	1回	500円
		二輪車	1回	200円

を

」

「

市営伊賀上野駐車場	1日駐車	普通自動車	1回	500円
		小型自動車		

		軽自動車		
		二輪車	1回	200円
市宮城北駐車場				無料

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第54号

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成16年伊賀市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第9中23の項を削り、24の項を23の項とし、同表備考中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第55号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年伊賀市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊賀市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「(三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第30条第1項中「保育士」の次に「(三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「(三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第45条第1項中「保育士」の次に「（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「保育士」の次に「（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊賀市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第56号

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市
条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又
は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診
査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が
行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全
部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を
行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の
左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以 下「乳幼児」という。）の利用開始前の 健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診 断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断 又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第57号

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例

伊賀市上野図書館設置条例（平成16年伊賀市条例第251号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

伊賀市立図書館設置条例

第1条中「伊賀市上野図書館」を「伊賀市立図書館」に改める。

第2条第1項中「伊賀市上野図書館」を「伊賀市中央図書館」に、「40番地5」を「116番地」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

名称	位置
伊賀市北部図書館	伊賀市新堂313番地19
伊賀市南部図書館	伊賀市阿保151番地1

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（伊賀市教育図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 伊賀市教育図書購入基金の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第95号）の一部を次のように改正する。
第1条及び第4条第1項中「伊賀市上野図書館」を「伊賀市立図書館」に改める。

伊賀市集会施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第58号

伊賀市集会施設条例の一部を改正する条例

伊賀市集会施設条例（平成16年伊賀市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農林業等の産業振興と」を削る。

第3条を削る。

第4条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削り、同条を第3条とする。

第5条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「次の」を「市長は、次の」に、「指定管理者は」を「集会施設の」に改め、同項第2号中「器具」を「設備」に改め、同項第3号中「管理上」を「集会施設の管理上」に改め、同項第4号中「その他指定管理者において」を「前3号に掲げるもののほか、市長がその使用について」に改め、同条第2項中「既に許可したものについて」を「市長は」に、「該当した」を「該当する」に、「指定管理者は、許可を取消すものとする」を「許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条の見出しを「(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)」に改め、同条第1項中「許可を」を「集会施設をその使用の許可を」に、「その」を「使用する」に、「貸して」を「転貸して」に改め、同条第2項を削り、同条第1項を同条とし、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(造作等の制限)

第8条 使用者は、集会施設の使用に当たり特別の設備を設け、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第9条中「使用を終わった」を「集会施設の使用を終了した」に改め、「又は」の次に「第

5条第2項の規定により集会施設の」を加え、「取り消された」を「取り消され、若しくは使用の中止を命じられた」に、「その使用場所を現状に」を「原状に」に、「返還し」を「返還し」に改める。

第10条中「使用者は、集会施設」を「集会施設」に改め、「使用中に」を削り、「場合」を「者」に、「市長の認定に基づき」を「直ちに市長に申し出て、その指示に従い、原状に回復し、又はその」に改める。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市条例第59号

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例（令和3年伊賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 災害からライフラインを守る事前伐採事業 台風等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木を事前に伐採する事業をいう。

第3条に次の1号を加える。

(4) 災害からライフラインを守る事前伐採事業

第4条に次の1項を加える。

3 前条第4号に掲げる事業に係る分担金の納付義務者は、当該事業によって利益を受ける者で電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第9号に規定する一般送配電事業者とする。

別表に次のように加える。

災害からライフラインを守る事前伐採事業	事業に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額
---------------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第60号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成16年伊賀市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改める。

第12条の3中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市盲人ホーム条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第61号

伊賀市盲人ホーム条例を廃止する条例

伊賀市盲人ホーム条例（平成16年伊賀市条例第143号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第62号

伊賀市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例

伊賀市シルバーワークプラザ条例（平成22年伊賀市条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第63号

伊賀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。

以下同じ。) の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、三重県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子ども

の養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用

- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童

福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受して

はならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実

が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されてい

るものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとする

きは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。